

## 川越市児童遊園の設置等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、幼児及び児童を交通禍から守り、その健全な育成を図ることを目的とする川越市児童遊園（以下「児童遊園」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「児童遊園」とは、幼児及び児童が自ら又は保護者と共に遊戯に使用する施設を有する野外における遊び場をいう。

### (設置の条件)

第3条 児童遊園の設置の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会が維持管理を行うこと。
- (2) 川越市内の土地であること。
- (3) 近隣に遊び場がなく、かつ、既存の児童遊園又は公園から概ね200メートル以上離れていること。
- (4) 面積は、330平方メートル程度であること。
- (5) 自動車等の乗り入れがないこと。
- (6) 借地の場合は、土地所有者の承諾が得られていること。
- (7) 予定する児童遊園に隣接する土地所有者の同意が得られていること。
- (8) 境界の確定、私権その他工事に支障となる事項がないこと。

### (設置申請の手続)

第4条 児童遊園の設置を希望する自治会長は、児童遊園設置申請書（様式第1号）、児童遊園設置同意書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の現況を撮影した写真
- (4) 土地の登記簿謄本

### (設置の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地を調査し、適当と認めるときは児童遊園を設置する。

### (設置決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により設置を決定したときは、児童遊園設置決定書（様式第3号）により、その旨を自治会長に通知するものとする。

### (使用貸借の期間)

第7条 児童遊園の用地の使用貸借の期間は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費の予定額が300万円未満の場合 5年以上
- (2) 工事費の予定額が300万円以上の場合 10年以上

(契約の締結)

第8条 市長は、設置工事に着手する前に境界の確定、私権その他工事に支障となる事項がないことを確認した後、土地使用貸借契約を締結するものとする。

(施設の整備)

第9条 市長は、予算の範囲内において整地、外柵その他の必要な施設を整備するものとする。

2 整備後において、遊具等の増設、修理、撤去等の必要が生じた場合、自治会長は、児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 遊具等の増設、修理、撤去等は、市長が行うものとする。

(管理)

第10条 市長は、自治会長に児童遊園の適切な管理を行わせるものとする。

2 自治会長は、児童遊園を善良な管理のもとに保全し、良好な状態で利用できるように努めなければならない。

3 自治会長は、遊具等に破損又は異常を発見した場合には、速やかに市長に報告するものとする。

(契約の更新)

第11条 市長は、自治会長及び土地所有者と協議のうえ、契約の更新による使用貸借の期間を決定するものとする。

(児童遊園の廃止)

第12条 自治会長は、土地所有者の都合等によりやむを得ず児童遊園を廃止する場合は、児童遊園廃止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、土地を返還する場合は、土地返還決定書（様式第6号）により所有者に通知し、原状に復する等の措置を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

2 この要綱施行前にちびっこ広場設置要綱、遊園地設置要綱及び川越市児童遊園設置要綱の規定によって設置されたちびっこ広場、遊園地及び児童遊園は、この要綱の規定により設置された児童遊園とみなす。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。